

郡山市優良建設工事表彰基準

平成10年11月1日制定
平成12年8月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成20年7月8日一部改正
平成21年5月8日一部改正
平成26年7月8日一部改正
平成27年4月1日一部改正
〔財務部技術検査課〕

(選考対象工事)

第1条 優良建設工事の表彰に係る選考の対象となる工事（以下「選考対象工事」という。）は、郡山市優良建設工事表彰実施要綱（平成4年4月1日制定）第3条に規定する建設工事で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 請負金額が1,000万円以上で、郡山市工事成績評定要綱（平成19年2月22日制定）に基づき算定した工事成績評定の点数（以下「成績評定点数」という。）が80点以上であること。
- (2) 選考対象工事の受注者において、選考対象工事のほかに、市から受注し、表彰年度の前2年度（以下「対象年度」という。）内に完成した建設工事で請負金額が1,000万円以上のものが1件以上あり、成績評定点数が平均点75点以上であること。
- (3) 選考対象工事が建築一式工事（請負金額が5,000万円以上のものに限る。）の場合は、前号に掲げる要件は、不要とする。ただし、選考対象工事の受注者において、選考対象工事のほかに、市から受注し、対象年度内に完成した建設工事で請負金額が1,000万円以上のものがあつた場合は、成績評定点数が平均点75点以上であることとする。
- (4) 選考対象工事が特定建設工事共同企業体を受注者とする建設工事の場合は、第2号に掲げる要件は、不要とする。ただし、当該企業体又は当該企業体の構成員において、選考対象工事のほかに、市から受注し、対象年度内に完成した建設工事で請負金額が1,000万円以上のものがあつた場合は、成績評定点数が平均点75点以上であることとする。

(表彰基準)

第2条 優良建設工事の表彰は、表彰年度の前々年度の4月1日から表彰年度の表彰日までの間（以下「表彰審査期間」という。）において、選考対象工事の受注者が次に掲げる基準のいずれも満たす場合に行うものとする。

- (1) 郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第4条第12項に規定する違約金を徴収されることがないこと。
- (2) 表彰審査期間内の建設工事に関し、指名停止（郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱第2条第1項の別表第1における重大な事故及び別表第2によるものをいう。）を受けたことがないこと。

附 則

この基準は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。